

労働者協同組合法と非営利・協同

富沢 賢治

I 問題の所在

生活共同体（コミュニティ）は、基本的には、「いのちとくらし」を守る場として存在する。生活の場から生じる種々の問題の解決を目指して活動するのが「非営利・協同」の組織である¹⁾。

民間の非営利組織は、世界的には1970年代から増加し始めた。日本では、すでに農協や生協などの協同組合がかなり発展していたが、1998年のNPO法成立以降はNPOの増加が顕著に見られた。このような現象に伴い、世界各地で住民が展開する多様な経済活動が、国際的共通語としては「社会的連帯経済」という言葉で表現されるようになってきている²⁾。

社会的連帯経済は、「社会的」問題を住民の「連帯」の力で解決しようとする「経済」活動である。すなわち、住民を担い手とする経済であり、その基本的な目的は、地域社会の問題の解決であり、基本的な理念は、「助け合い」（互惠、互助、協同、連帯）である。端的に言えば、「住民主体の経済」であり、リンカーンの言えば、「住民の、住民による、住民のための経済」である³⁾。

社会的連帯経済論は、市民が主体となり、政治の民主化とともに経済の民主化を推進しようとする理論であり実践である。その目的は、市民の立場から国家と営利企業社会の行き過ぎを規制するような社会をつくることである。市場をどのように見るかという問題に関して述べれば、社会的連帯経済論は、市場は自由であるべきだとする資本主義経済論でもなく、市場は国家の規制のもとにあるべきだとする社会主義経済論でもない。市場は本来、国民の規制のもとにあるべきだという見解である。したがって、経済の担い手としては、営利企業と国家という2大組織だけでなく、協同組合、共済組織、NPOなどの民間非営利組織の役割がとりわけ重視される。

日本では2020年に労働者協同組合法（以下、労協法と略称）が成立した。労協法は全政党が同意する議員立法として成立したが、それは、第1に労働者協同組合（以下、労協と略称）による長年にわたる実践の積み重ねがあったことと、第2にそれらの実践が社会的ニーズと合致した結果であった。

労協法については、すでに本誌に竹野さんと石塚さんによる紹介がある（竹野ユキコ「労働者協同組合法の概要」、石塚秀雄「労働者協同組合法成立と協同労働について」、『いのちとくらし研究所報』73号、2021年1月）。以下、本稿では、労協法がどのような意味で「非営利・協同」という理念と関係するのかという問題を考察したい。

労協法の概要は、竹野さんの論稿に譲るとして、労協法のエッセンスだけは紹介しておきたい。

労協法のエッセンスは、下記の第1条（目的）に集約されている。

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」。

要するに、この法律は、労働者が出資（所有）し運営する組織を「労働者協同組合」と規定して、そのような組織が、地域に役立つ仕事をするることによって、「活力ある地域社会の実現」に役立つことを期待するというのである。

本稿では、社会的連帯経済について解説したう

えて、社会的連帯経済の視点から労働者協同組合法がもつ社会的意義について述べたい。

Ⅱ 国連の世界変革計画と社会的連帯経済

1. 国連の世界変革計画と SDGs

最近、SDGs を「大衆のアヘン」と見なす論調が見られる。SDGs を現実の危機から目を背けさせるアリバイ作りのようなものだ、と見なす論調である。

しかし、SDGs は、国連主導の世界変革計画が示す具体的な変革目標であり、それ自体をとれば特に全面的に反対するほどの理由はないはずである。問題は、誰がその変革を実行するのかという、変革の担い手の問題である。貧困、格差、自然破壊などの世界的規模の問題を生じさせた基本的要因を資本主義システムに求めるのであれば、そのような問題を解決する担い手を資本主義的経済組織や資本主義的国家に求めることには無理が生じるであろう。

そもそも国連とはどのような組織なのであろうか。国連は資本主義的システムの一部なのであろうか。もしそうであるならば、国連主導の世界変革計画も SDGs も、まやかしのものとなろう。

国連を構成するのは各参加国の政府代表である。資本主義諸国の発言権が大きいので、そこでは資本の利害が強く代表される。しかし、国民の代表である政府としては国民の声も代表せざるをえない。国連は、資本主義システムの勢力とそれに対抗する国民勢力が闘争している場である。

現状の国連においては、資本主義システムの勢力が優位を占めているが、資本主義システムに対抗する勢力も存在している。たしかに、その対抗勢力は分裂し弱体化している。かつては強力であった社会主義諸国も分裂し、その一部は資本主義的市場経済化を進めている。資本の力が勝ったように見える。たしかに、資本側の勢力が圧倒的に強い。しかし、資本力と市民力との戦いは、1センチを争う陣地戦である。国連をどのように民主化するかが課題である。民主化とは、資本が主体であるシステムを改めて、「民」が主体となるシ

ステムをつくることである。民が主体となるシステムをつくるためには民みずからが動かなければならない。まずは、民みずからの活動によってみずからが生活する地域社会の民主化を図らなければならない。どのように道が遠くであろうとも、地域社会における経済と政治の民主化が国際社会の民主化の着実な基盤となる。この意味で、グローバルな連携を強化するための基盤は、コミュニティでの活動である。すべては地域社会における実践から始まる。「地球的規模で考え、地域で実践せよ」(Think globally, act locally.) をモットーとする社会的連帯経済論が求められる所以である。

社会運動のグローバルな連携を強化するためには、関連諸組織が共通の活動目標を持つことが望ましい。私見によれば、国連主導の世界変革計画である「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」と「持続可能な開発目標」(SDGs) は、共通の活動目標となりうる。

以下では、国連における社会的連帯経済タスクフォースの結成が市民側の勢力の前進であることを示したい。

2. 社会的連帯経済タスクフォースの結成

国連のなかで社会的連帯経済の促進に取り組んでいる組織としては、国連社会的連帯経済タスクフォース (UN Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy. 略称 UNTF SSE. 以下、タスクフォース) がある。そのタスクフォースを立ち上げた中心人物の一人に P. ウッティングがいる。

ウッティングは、2014年まで国連の社会的開発研究所 (UNRISD) の副所長であった。社会的開発研究所は、経済開発にともなう社会的平等、社会的正義、社会的包摂などの問題を調査研究している。ウッティングは、社会的開発研究所で社会的連帯経済の国際的調査研究のとりまとめを行い、2013年に国連の社会的連帯経済タスクフォースを設立し、2015年に国際的な調査研究の結果をウッティング編『社会的連帯経済——周辺を乗り越えて』として公開した⁴⁾。

本書の序言においてウッティングは、タスクフォース結成の経緯について、つぎのように述べて

いる。

2012年に開催された「国連・持続可能な開発会議」には約180カ国の首脳・閣僚級のほか、国際機関、企業、NGOなどの市民社会組織の代表約3万人が参加し、貧困や環境の問題などについて話し合った。全体会議の前に開催された市民会議（People's Summit）で焦点となった一つの問題は、経済的問題、社会的問題、環境問題を総合的に把握して解決を図る方策は何かということであった。とくに目立った報告と意見は、コミュニティ、協同組合、アソシエーション、社会的企業などの市民組織の連帯活動の実践紹介と可能性に関するものであった。そのさい、これらの多様な実践事例を総称する表現して「社会的連帯経済」という言葉が用いられた。

しかし、これらの議論は「国連・持続可能な開発会議」の成果報告書（The Future We Want）ではほとんど言及されなかった。この会議から国連の社会的開発研究所に戻った私と同僚は、国連における社会的連帯経済の認知度を高める必要があることを関係機関に訴えた。とくに当時、国連は、2015年の国連サミットで採択を予定する「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」と「持続可能な開発目標」（SDGs）について検討をすすめていたので、社会的連帯経済の役割に関して国連の認知度を高めることが不可欠であった。

そのため、社会的開発研究所は、「社会的連帯経済の可能性と限界」をテーマとする調査報告・論文を世界中から集めるとともに、ILOなどとともに国際会議を開催した。このプロジェクトの過程で、国連諸機関と民間諸組織との連携が進展した。2013年9月には、「社会的連帯経済に関する国連タスクフォース」が結成された。この組織には、国連諸機関のほか市民組織もオブザーバー参加をしており、その参加メンバー組織は20を越えている。

ウッティングの上記の見解から明らかなように、2013年の社会的連帯経済タスクフォース結成の主要目的は、当時国連が2015年の国連サミット

で採択を予定する「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」（メインタイトルは「世界変革」 Transforming Our World.）と、そのための「持続可能な開発目標」（SDGs）について検討をすすめていたので、その世界変革計画における社会的連帯経済の役割に関して国連の認知度を高めることであった。端的に述べるならば、タスクフォースの意図は、世界変革の実践主体としての社会的連帯経済組織の重要性を国連の世界変革プランのなかに組み込むことであった。しかし、この作業は大きな困難を伴った。

タスクフォースの資料「SDGsの実現手段としての社会的連帯経済」には、つぎのような記述が見られる⁵⁾。

「『持続可能な開発のための2030年アジェンダ』は、種々の関連組織間の連携を、SDGs実現の核心的手段と認識している。アジェンダ策定の交渉過程において、このアプローチは論争を伴っていた。なぜならば、多くの議論が行政と私企業との連携を中心としていたからである」。交渉の結果、SDGsの第17目標において、政府と公私連携と市民社会の間のパートナーシップが奨励されることとなった。多様な社会的連帯経済組織の多くの成功例が示しているように、2030アジェンダを実現するためには社会的連帯経済組織が大きな役割を果たしうる。「私企業は、パートナーシップのリーダーとはならず、補助的な役割しか果たしえない」。国連の社会的連帯経済タスクフォースは、社会的連帯経済組織のパートナーシップを促進するための中心的な役割を果たすであろう。

この資料が示すように、タスクフォースは、SDGsの基本的な担い手を社会的連帯経済組織に求めているのである。

3. 国連の世界変革計画とその担い手

2015年、国連は193の加盟国が全会一致で、「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ」（以下、「世界変革計画」と略称）を採択した。アジェンダは「行動計画」と

いう意味合いであるから、端的に表現すれば「2030年に向けての世界変革計画」である。その計画を具体化したものが、17の目標と169のターゲット、そして詳細な244の指標からなる「持続可能な開発目標」(SDGs)である。

ここから明らかなように、「持続可能な開発目標」(SDGs)は「世界変革計画」の目標として位置付けられる。ところが、なぜか日本ではSDGsという表現が独立して前面に立ち、「世界変革計画」という基本テーマが背景に退いている。その結果、SDGsという目標が独り歩きしている。「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ」の基本的なテーマは、この文章が明示するように、「われわれの世界を変革する」である。われわれは、SDGsを独り歩きさせるのではなく、「世界変革」をこそ基本テーマとすべきである。

世界変革のための17の改革目標(貧困、飢餓、健康と福祉、教育、ジェンダー平等、水と衛生、エネルギー、ディーセント・ワーク、インフラ構築、不平等、居住、生産と消費、気候変動、海、陸上生態系、平和、グローバル・パートナーシップ)は、すべて重要であるが、ここでは最初の3目標のテーマを紹介するにとどめよう。

第1目標は「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」である。

第2目標は「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」である。

第3目標は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」である。

第1目標の貧困克服は、とりわけ重要である。貧困の克服なしでは世界平和は達成できない。「世界変革計画」の「前文」では、「貧困克服は最大の地球規模の課題である」と述べられている。

第1目標は、5つのターゲットに具体化される。第1のターゲットは「2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」である。世界銀行が示す国際貧困ラインによれば、生活できる最低限の収入は、1日1.9ドルであるが、現在、世界の富の半分が1%の人の所有となっている経済格差のもとで、世界人口の9.9%が1日1ドル

以下で生活している。

国連の社会的連帯経済タスクフォースの関心事は、世界変革の担い手をどこに求めるかということであった。彼らは、変革主体としての社会的連帯経済組織の重要性を強調した。

彼らの努力の結果は、「世界変革計画」の「宣言」の「実施手段」の項(第41パラグラフ)で、「新アジェンダの実施においては、小規模企業から協同組合と多国籍企業にわたる多様な民間部門、および市民社会組織(civil society organizations)と慈善団体が役割を果たす」と表現された。また、「実施手段とグローバル・パートナーシップ」の項(第67パラグラフ)では、「われわれは、小企業から協同組合、多国籍企業までを含む、民間部門の多様性を認める。われわれは、すべての組織が持続可能な開発における課題を解決するために創造性と革新性を発揮することを求める」と表現された。

世界変革の担い手に協同組合と市民社会組織を認めさせるためにタスクフォースの関係者が払った努力がどれほどであったか。国連の現状を考えるならば、想像に難くない。

Ⅲ タスクフォースの社会的連帯経済論

1. 総論

前述の『社会的連帯経済』(2015年)の序章(ウッティング「社会的連帯経済の発展への挑戦」)は、タスクフォースの研究成果が示す社会的連帯経済論の総論の位置を占めている。そのポイントは、つぎのようである。

「社会的連帯経済」という言葉は、社会的目的と環境保全目的を優先する多様な経済活動の全体をカバーする総称として用いられている。社会的連帯経済は、経済の問題だけでなく、社会、環境、文化、政治(参加型ガバナンス、エンパワーメント)の問題にも関わっているコンセプトである。

「社会的連帯経済」は「社会的経済」というコンセプトと「連帯経済」というコンセプトの連携の結果生じた。近年における「社会的経済」と「連

帯経済」の連携は、社会運動の進展にとって一大進歩である。リベラルな流れとラディカルな流れが「社会的連帯経済」という一本の傘のもとに集まり、共通の戦略の形成をはじめとして広範な領域で連携を進めている。

「社会的経済」が、資本主義経済体制を受け入れながら、資本中心の組織ではなく人間中心の組織が活動しうる領域の拡大に努めているのに対して、「連帯経済」は、体制の変革にも関心を向けている。

社会的連帯経済は、新自由主義に対抗しうる社会理念をつくりつつある。社会的連帯経済が重視する問題は、再分配での正義、真の意味での持続性、資本主義システムに代わるシステム、参加型民主主義、および、活発な市民運動と社会運動が主導する解放的な政治である。社会的連帯経済は、経済に対する社会のコントロールの強化を主張する。

社会的連帯経済組織が、労働組合、原住民組織、農民組織、女性組織など、他の組織との連携を深めることは、社会変革にとって大きな意義をもつ。

社会的連帯経済は、長年にわたり周辺的な経済と見なされてきたが、近年、その勢力は増大しつつある。社会的連帯経済は、貧困問題や環境問題など、現代社会の基本的な問題に直接挑戦することによって、経済領域だけでなく、思想的、政治的な影響力を強めつつある。経済と国家政策に対する市民活動の影響力が増大しつつある。社会的連帯経済の活動がグローバル化しつつある。グローバル化が進行する現代、グローバル規模の組織化が必要である。国際組織（「社会的連帯経済促進のための大陸間ネットワーク」や「モンブラン会議」など）の発展が重要となる。

本書『社会的連帯経済』の第1部（1－9章）は、「歴史、理論、戦略」に関する論文集であり、第2部（10－18章）は、「協同活動と連帯の実践」に関する論文集である。本書では、とくにつぎの2点が強調されている。

① 経済活動における市場と再分配と互恵性（企業社会と国家と市民社会）の三者の関連性が重要である。とりわけ、市民社会と地方自治体との連携が重要となる。

② 経済的エンパワーメントと政治的エンパワ

ーメントとの相互補完性が重要である。経済的エンパワーメントと政治的エンパワーメントは手を携えて進むものである。政治的参加を重視し、活発な市民活動によって権力関係の変革を求める必要がある。

2. 歴史

本書『社会的連帯経済』第1章のJ-L. ラヴィル（フランスの大学教員）「社会的連帯経済の歴史」は、主として「市民組織の活動による民主主義」（associative democracy）のあり方という観点から、社会的連帯経済の歴史を考察して、つぎのように述べている。

（1）「社会的経済」の歴史

「社会的経済」は、協同組合、共済組織、NPOが行う経済活動であり、その活動は以下の原則に基づいている。①活動目的は、利益獲得ではなく、組合員と地域社会へのサービスの提供、②自主管理、③民主的意思決定、④利益配分においては資本より人と労働を優先させる。

19世紀中に、協同組合や共済組織などの、非営利目的の法人格をもつ「社会的経済」の組織が発展し、現在に至っている。「社会的経済」の組織は、20世紀にある程度の経済力を持つようになったが、実質的な政治力はなかった。

（2）「連帯経済」の歴史

「社会的経済」は、経済の問題が民主主義政治にどのようにかわるかという問題にあまり注目しなかったが、20世紀末に、経済的目的と社会的目的と政治的目的を結合した「連帯経済」と呼ばれる運動が、ヨーロッパと南米において発展してきた。「連帯経済」は、「社会的経済」と共通の特徴を持つが、政治的活動の再生を伴っている点に特徴がある。「連帯経済」は「市民参加によって経済民主化を促進する一連の活動」と定義しうる。

連帯経済は、経済のあり方を規定する原則は一つではなく複数存在するという経済観に立つ。

すなわち、経済のあり方を規定する原則には、市場の原則のほかに、再分配の原則と互恵性（reciprocity）の原則があると認識し、これらの

原則にもとづく行動が現実の経済を構成すると見る⁶⁾。

市民運動にとっては、経済面と政治面との連携が重要となる。市民社会と政府との関係が社会のあり方を規定するキーとなる。

(3)「社会的連帯経済」の時代

社会的連帯経済というコンセプトは、最近20年間ほどで一般化した。社会的経済の伝統と20世紀末のアソシエーション民主主義の再生とが、社会的連帯経済という新しい理論的展望を生み出した。社会的連帯経済は、社会的経済と連帯経済とを結び付けることによってオリジナルな分析枠組みを生み出している。

20世紀の社会運動は、社会変革にさいして避けるべき2つの問題点を明らかにした。

第1の問題点は、平等主義を掲げながら圧制を強いる政治的意思へ経済が従属することである。資本主義克服を目指して成立したはずの社会の経済目標が、草の根型運動と結びつかず、トップダウン方式で独断的に設定されることである。

第2の問題点は、個人の自由という理念のもとで不平等を正当化する市民社会を認めることである。

20世紀が残したこの2つの問題の解決に社会的連帯経済が挑戦している。

第1の問題は、端的に言えば独裁体制の危険性である。

20世紀のラディカルな思想のなかには、資本主義に代わる思想として社会的平等と社会的正義を強調して、その理想を政治権力奪取によって実現しようとする傾向が見られた。結果として独裁制が生まれたが、この試みは失敗に終わり、新自由主義思想にもとづく自己調節型市場経済というユートピアが復活した。しかし、この市場原理も社会の不安定化をとどめることができず、民主的改革を求める社会側の反応をひきおこしている。この社会側の反応が独裁体制の罠に陥らないようにするためには、経済を民主主義の枠内で機能させるための新しい方途を明らかにする必要がある。経済民主化の道は、経済の複合性を認識し、民主的連帯を進めることによって開かれる。すなわち、なによりも民主的連帯を基礎にして、①市場原理

だけでなく再分配原理と互惠性原理を取り入れ、②市場を連帯経済の展望の中に制度的に位置づけ、③非営利組織の結成を進めるという戦略が必要となる。

社会的連帯経済の基礎をなすのは、市民社会の自立的な組織（労働組合、協同組合、共済組織、NPO など）の活動と国家の社会保障政策である。互惠性原理に基づく連帯と再分配原理にもとづく連帯との連携が、社会変革のコンセプトを革新する。

第2の問題は、言い換えれば、博愛主義的思想に沿う形をとった資本主義の拡大が民主的連帯の進展を妨げているという問題である。現代の資本主義は、直接的に資本蓄積を狙うよりも、知識の蓄積による革新力向上に傾注する傾向がある。創造的な経済革新が社会の革新を生むとされ、このような志向を持つ企業が「社会的企業」と称される。「社会的企業家」は、社会問題と環境問題の解決に向けての革新的アイデアを生み出す社会変革者の役割を果たすと見なされている。また、「博愛的資本主義」は、寄付文化の向上に貢献するとされ、「企業の社会的責任」(CSR)の発揮が市場の自己調節機能にとって必要だと主張される。しかし、個人と企業の寄付行為、「企業の社会的責任」の発揮、国家のセーフティーネット政策の実践などの博愛主義的な活動が、民主的連帯にもとづく社会活動にとって代わることはない。

(4)現代社会の課題

現代社会の最大の課題は、市民社会の民主化と国家の民主化である。民主的国家は、民主的連帯にもとづく市民組織の活動に支えられてはじめて成立する。

「福祉国家」は、個人の権利と再分配を中心とする連帯という思想を掲げたが、それだけでは不十分である。公共的な財のさらなる増大と、自由と平等の原則を重視する社会関係の促進が必要である。民主的社会の構築を共通目標として、市民社会と国家とが連携することが連帯強化の主要な方途である。

社会的連帯経済は、経済の諸制度を考察する際に、経済学にのみ依拠するのではなく学際的に検討する。また、社会を経済と政治の二重視点から

考察することによって、伝統的経済学の諸カテゴリーを理論面でも実践面でも再検討する。社会的連帯経済のこのような経済観は、国家からも市場からも強く批判されるであろう。国家と市場からのこのような束縛をいかに乗り越えて行くか、そのための方途を明らかにすることが民主的連帯発展の展望を開くことになろう。

Ⅳ 社会的連帯経済と労働者協同組合

1. 社会的連帯経済

上述の国連タスクフォースの見解からも明らかに、**「社会的連帯経済」**というコンセプトは**「非営利・協同」**というコンセプトを経済活動の面で表現したものとして理解する。**「社会的連帯経済」**における**「社会的」**は**「人と人のつながり」**であり、**「連帯」**は**「人と人との自覚的なつながり」**であり、**「経済」**は**「生活に必要なものを手に入れる活動」**である。社会的連帯経済は、端的に言えば、**「人と人のつながりを大切に、生活に必要なものを協力して手に入れる活動」**であり、**「社会問題の解決を目的として連帯行動を手段とする経済」**である。

では、**「経済」**とは何か。経済は、生活に必要なもの（財とサービス）の生産と消費にかかわる活動である。経済というとすぐに、お金で物を買うことを考えてしまう。しかし、経済は、市場で商品の売買をする交換の経済だけでない。その他に、国家を媒介とする再分配の経済もあれば、民間非営利組織を担い手とする助け合いの経済もある。

人間の基本的な生存目的は、他の生物と同じく、個体の維持と種の保存である。そのために人間は生活に必要なもの（財とサービス。生活手段）を獲得し消費する。生活手段の獲得行為は、原始時代においては主として採取や狩猟であった。生活手段が乏しいこの時代においては、採取や狩猟で得た動植物を仲間で分け合う行為（再分配）や、必要に応じて生活手段のやり取り（互恵）がなされた。農耕が始まり生産という行為が主になり、生活手段が余る場合には、生活手段の交換がなさ

れた。再分配も互恵も交換も、すべて経済活動である。

近代になると、市場における貨幣と生活手段との交換が経済活動の中心を占めるようになった。そして、政府による市場介入を最小にして市場活動を自由にすることが最良の経済政策であるという考え方（自由主義、新自由主義）が生まれた。しかし、新自由主義政策のもとでは経済格差や貧困問題は解決されず、種々の経済問題や社会問題が生じてきた。そして、これらの問題の解決をめざして、世界各地の住民たちが取り組む種々の経済活動が**「社会的連帯経済」**と総称される時代になってきたのである。

市場経済の急速な進展にともなって社会と自然が壊されていく。どうしたらよいのか。そのような思いから社会的連帯経済という運動が生まれてきた。社会的連帯経済は、社会と自然を大切にするという価値観にもとづいて、人と人との共生だけでなく、人と自然との共生を大切にする。社会的連帯経済は**「人と自然を大切にする経済」**である。

「人と自然を大切にする経済」とは、あまりにも単純素朴な説明で、結局何も意味しないと思われるかもしれない。しかしながら、**「人を壊し、自然を壊す経済」**に対置するとき、**「人と自然を大切にする経済」**は、はっきりとした現実性を帯びてくる。いま必要とされているのは、**「人を壊し、自然を壊す経済」**ではなく、**「人と自然を大切にする経済」**なのである。

社会改革の見地からするならば、社会的連帯経済論の重要な課題は、市場セクターにおける交換だけでなく、国家セクターにおける再分配と非営利・協同セクターにおける相互扶助のあり方を総合的に分析し、その上で、3セクターのベストミックスのあり方を探ることである。

また、社会運動の見地からするならば、社会的連帯経済論の重要な課題は、コミュニティの維持と発展のために、市民社会組織が営利企業と国家の逸脱行為をつねに規制し続けることである。社会的連帯経済論が描く理想的な社会は、静態社会ではない。3セクターの闘ぎ合いが続く動態的社会である。

市場経済と国家権力は、現代社会の維持にとつ

て重要な役割を果たしている。しかも、現代の市場中心の経済は、ブラックホールのようなもので、すべての経済活動を市場経済の中に引き込もうとする。国家権力も同様である。すべての市民活動を国家権力の中に抱え込もうとする。市民による経済活動も政治活動も、抵抗しないかぎり、このブラックホールに否応なく引き込まれる。そして制度的同型化が生じる。それに抵抗する力は、経済の民主化と政治の民主化の同時進行によって生み出される。新自由主義に対抗する運動理念としては、政治の民主化だけでなく、経済の民主化を同時に進める「新しい民主主義」が対置されなくてはならない。

前世紀末から、とくにソ連邦崩壊から、新自由主義のもとで経済のグローバリゼーションが進展し、世界各国で経済的・社会的格差が増大し、地球温暖化などの人類の危機まで発生させている。新自由主義経済のグローバリゼーションに対抗するためには、社会運動の側でも運動のグローバリゼーションが必要とされる。

グローバルな連帯の基盤は各国の地域社会における連帯にある。コミュニティにおける連帯を欠いては、グローバルな連帯は成り立たない。「社会運動のグローカリゼーション」。これが現代の社会運動のスローガンである。

現在、世界各地で市民主体の活動の実践例が多く見られる。しかし、各地の実践は、コミュニティ内部に留まることが多く、なかなかグローバルな運動へ結びつかない。社会運動がグローバル化するためには、①地域レベルでは地域組織間の連携、②ナショナルなレベルでは各種運動組織のナショナルセンターの結成と各種のナショナルセンター間の連携、③国際レベルでは国際協同組合同盟（ICA）などの国際組織の結成とそれらの国際組織間の連携の強化が必要とされる。

日本に関して言えば、2018年における協同組合運動のナショナルセンター（日本協同組合連携機構）の結成は、大きな意義を有している。日本協同組合連携機構の社会的役割は、協同組合間協同の拡大強化を図り、協同組合運動全体の動向を把握してその前進を図り、協同組合運動を代表して政府に政策提言するところにある。日本協同組合連携機構の結成は、労働者協同組合法の成立と

もに、日本の非営利・協同運動の発展のための重要な橋頭保となっている。

地域社会における運動をグローバルな規模での運動に結びつけるためには、共通の運動目的、理念、旗印が必要とされる。「社会的連帯経済」が社会運動の共通の旗印となりうる。

では、労働者協同組合法の成立は、この社会的連帯経済とどのように関連するのであろうか。

2. 労協法の歴史的意義

労協法の歴史的意義を理解するためには、A. F. レイドローのつぎの文章が示唆的である。「労働者協同組合の再生は、第二次産業革命の始まりを意味するのだと予想することができる。第一次産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移ったのである。つまり資本が労働を雇うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うことになる。もし大規模にこれが発展すれば、これらの協同組合は、まさに新しい産業革命の先導役をつとめることになるだろう」⁷⁾。

「労働が資本を雇う」とは、労働者が出資して生産手段を所有し、それを自己のものとして使うということを意味する。人間は長い間、奴隷や農奴などのように、他者の意志に従う労働を強いられてきた。現代の賃労働者も使用者の意志に従って労働している。どのような労働を行うかは、使用者が決定し、労働者はその意志に従って労働する。労働を構想する主体と労働を実行する主体とが分離されている。人間は、本来、頭と身体が結びついている総体として存在する。ところが、賃労働においては、構想する頭と実行する身体とが分離されるのである。

労協法は、このような「他者の意志に従う労働」を「働く者たち自身の意志による労働」に変え、労働における構想主体と実行主体との結合という人間本来の労働を取り戻すきっかけとなりうる。人間は人間本来の労働を取り戻すことによって初めて人間本来のあり方を取り戻すことができる。

人間は協同を必要とする存在である。なによりも労働において協同を必要とする。しかも、協同

して行われる労働（協同労働）がその役割を充分に発揮するためには、労働者同士の協同だけではなく、その労働の成果を享受する人との協同、ひいてはコミュニティ全体の人びととの協同が必要とされる。

協同労働を組織する労働者協同組合は、協同組合間協同を拡大強化する核となり、地域社会の活性化に貢献しうる。労協法は、自律した協同労働を可能とし、市民を主人公とする社会を実現し、人間の労働と人間自身を真に解放するきっかけとなりうる⁸⁾。

フランス革命に典型例が見られるように、近代社会は市民を主体とする自由、平等、友愛の社会の実現を目指してきた。市民革命の結果、多くの国で、法の前での平等が保障され、その意味での政治的解放がなされた。しかし、自由な経済活動を保証する経済改革の結果、資本を所有する人びとが資本を所有しない人びとを雇って利潤を蓄積するという資本主義的経済体制が確立され、労働者の経済的解放は未達成のままである。

市民が主人公となる社会をつくるためには、政治の民主化だけでなく、経済の民主化が必要とされる。経済の民主化は、市民が経済の基本的な担い手になることによって達成される。

このような視点から見ると、協同組合の社会的意義が明確になる。市民の協同の組織である協同組合は、多様な市民社会組織のうちでも特別な役割を発揮しうる。協同組合は「民主主義の学校」と言われるが、協同組合は、その運動をすすめることによって、経済の民主化だけではなく、政治の民主化にも貢献しうる。協同組合の構成員は、その活動を通して民主主義のあり方を身に着けていく。組織構成員がみずから「出資し、労働者として働き、経営責任を担う」という労働者協同組合は、民主主義の学校として機能し、そこで働く人を「民主主義的人間」に育てることができる。労協法は、市民が主体となる自由・平等・友愛の社会を実現するための法律上の装置となりうる⁹⁾。

注

1) 非営利・協同組織は、多様であるが、生活の場を基礎にして活動する組織だという点で共通性を持つので、「コミュニティを基礎とする組織」(community-

based organization. CBO) と称されることがある。国連などでは「市民社会組織」(civil society organization. CSO) と称されることもあるが、この場合の「市民社会」とは、「国家」でも「営利企業社会」でもない市民社会という意味である。

2) たとえば、本年、2022年6月に開催される第110回ILO総会では「人間中心の仕事の未来と covid-19からの回復のための社会的連帯経済」をテーマとする一般討論が行われる。

最近の研究書としては、J-L. Laville et al. (ed.), *Movements sociaux et économie solidaire*, Éditions Desclée de Brouwer, 2017. S. Calvo & A. Morales (ed.), *Social and Solidarity Economy: The World's Economy with a Social Face*, Routledge, 2017. X. Itçaina & N. Richez-Battesti (ed.), *Social and Solidarity-based Economy and Territory: From Embeddedness to Co-construction*, Peter Lang, 2018. P. Baisotti & H. López Muñoz (ed.), *Solidarity Economy in Latin America: The Development of the Common Good*, Cambridge Scholars Publishing, 2021. など参照。

社会的連帯経済論は発展途上国における論議、あるいはヨーロッパにおける論議として紹介されることが多いが、最近ではアメリカでも問題視されてきている。たとえば、C. Benner & M. Pastor, *Solidarity Economics: Why Mutuality and Movements Matter*, Polity Press, 2021. 参照。本書は、協同を基礎とする経済を考察することによってオルタナティブな経済学を提唱する。本書によれば、人間の本能とコミュニティのあり方からして、経済行動は本来「互惠」(mutuality) 原理に支えられるところが大きい。現代社会においてはその互惠原理の発現が経済的不平等と社会的分断によって妨げられていると理解されている。

3) 近代国家を前提とすると、「住民」は「市民」あるいは「国民」とも規定されるので、国連関連の用語では「住民」の代わりに「市民」が多用される。国連で用いられる「市民社会組織」(Civil Society Organization, CSO) という用語は、文字通りには「市民社会の組織」であるが、国家組織でも営利企業組織でもない、民間の非営利組織を意味する。

4) P. Utting (ed.), *Social and Solidarity Economy-Beyond the Fringe*, Zed Books, 2015.

5) UNTFSSE, *Social and Solidarity Economy as a Means to Implement the SDGs*. 社会的開発研究所のウェブサイト、最終閲覧日2019年8月10日。

6) 市場の原則は、例えば、価格の変動によって社会的な需要と供給のバランスが成立する、というように、財の交換のさいに働く原則である。再分配の原則は、例えば、中央権力（部族長や国家）に集中された財が構成員に分配されるさいに働く原則である。互惠性の原則は、社会的なつながりを持ちたいという意思をもってなされる互助行動のさいに働く原則である。詳しくは、富沢賢治「社会的・連帯経済の思想的基盤としてのポランニーとオウエン」『ロバート・オウエン協会年報<43>』2019年3月、参照。

7) 日本協同組合学会・訳編『西暦2000年における協同組合〔レイドロー報告〕』日本経済評論社、1989年、159ページ。

8) 協同労働が社会化するとともに生産手段の社会化が進展する。協同労働の社会化と生産手段の社会化とは裏腹の関係にある。社会主義社会成立の基準を生産手段の社会化に求める見解も、このような歴史の流れのなかで理解されるべきであろう。

9) この点では、労働者協同組合法が、認可制ではなく、届け出制によって組織の結成（結社の自由）を認めている点が、とりわけ重要である。市民を主人公とする社会を実現するためには、結社の自由の保障が不可欠だからである。

（とみざわ けんじ、研究所顧問・一橋大学名誉教授）